



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第659号 令和6年1月9日発行

目次

【告示】

番号	表題	担当課名
10	特定調達契約について一般競争入札に付する件	文化の森振興センター
11	大規模小売店舗立地法の規定による届出があった件	企業支援課
12	地籍調査の成果を認証した件	農山漁村振興課
13	森林管理重点地域を指定するに当たり指定案を縦覧に供する件	森林整備課
14	森林管理重点地域の指定をする件	同

徳島県告示第十号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定により次のとおり公告する。

令和六年一月九日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 入札に付する事項

1 調達をする特定役務の名称及び数量

徳島県文化の森総合公園情報提供システム運用保守業務 一式

2 調達をする特定役務の特質等

入札説明書及び徳島県文化の森総合公園情報提供システム運用保守業務仕様書（以下「仕様書」という。）に指定する特質等を有すること。

3 業務委託期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

4 納入場所

徳島市八万町向寺山

徳島県立二十一世紀館

二 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格（五及び六において「入札参加資格」という。）は、1から8までに掲げる事項の全てに該当する者であることとする。

1 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和五十六年徳島県告示第二十六号）第四条第一項の規定による審査により入札に参加する資格を有すると認められた者であること。

3 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

4 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成十六年法律第七十五号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

6 一の1に掲げる特定役務と同種の業務の履行実績がある者であること。

7 業務の履行について、必要な能力及び経験を有する技術者を配置できる者であること。

8 この業務に係る入札説明書（仕様書、契約条項等を含む。以下同じ。）の交付を受けた者であること。

三 入札参加資格審査の申請手続に関する事項

- 1 二の2の資格を有していない者で、この入札への参加を希望するものは、徳島県知事が定める一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に必要書類を添付して、2の（一）に掲げる受領期限までに2の（二）に掲げる提出場所へ提出し、入札参加資格審査を受けなければならない。なお、同期限までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

2 申請書の受領期限及び提出場所

- （一） 受領期限
令和六年三月八日（金曜日）午前十一時
- （二） 提出場所
徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当（電話〇八八 六二一 二〇六六）

四 契約条項を示す場所等

- 1 契約条項を示す場所並びに入札説明書及び契約条項についての問合せ先
徳島市八万町向寺山
徳島県立二十一世紀館企画広報担当
電話 〇八八 六六八 一一一
電子メール bunkanomerishi@koucent-ar@pref.tokushima.jp

2 入札説明書の交付の期間、場所及び方法

- （一） 期間
令和六年一月九日（火曜日）から同年三月八日（金曜日）まで
- （二） 場所及び方法
徳島県ホームページにおいて無償で交付する。

3 資料の閲覧期間及び場所

- （一） 期間
令和六年一月九日（火曜日）から同月二十三日（火曜日）まで（月曜日（月曜日）が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日にあたるときは、その翌日）を除く。）の午前九時三十分から午後四時まで（正午から午後一時までを除く。）

（二） 場所

徳島市八万町向寺山
徳島県立二十一世紀館会議室

五 入札参加資格を有するかどうかの審査の申請

- 1 入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書を3に掲げる提出場所に持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便とし、2に掲げる提出期間内に必着のこと。）により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

2 提出期間

令和六年一月九日（火曜日）から同年三月八日（金曜日）まで（月曜日（月曜日）が国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたるときは、その翌日）を除く。）の午

前九時三十分から午後五時まで（三月八日（金曜日）は、午前九時三十分から午前十一時まで）

3 提出場所

郵便番号七七〇 八〇七〇

徳島市八万町向寺山

徳島県立二十一世紀館企画広報担当

4 提出部数

一部とする。

六 入札手続等

1 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時

令和六年三月二十八日（木曜日）午後二時

(二) 場所

徳島市八万町向寺山

徳島県立二十一世紀館会議室

(三) 郵送（書留郵便とし、(1)に掲げる受領期限までに必着のこと。）により入札する

場合の入札書の受領期限及び宛先

(1) 受領期限

令和六年三月二十七日（水曜日）午後五時

(2) 宛先

郵便番号七七〇 八〇七〇

徳島市八万町向寺山

徳島県立二十一世紀館企画広報担当

2 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札保証金及び契約保証金

免除

4 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者のした入札

(二) 指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は郵便入札の場合であつて封書の表面に「徳島県文化の森総合公園情報提供システム 運用保守業務入札書在中」の朱書がなく、入札書であることが確認できなかった入札

(三) 記名のない入札

(四) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

- (五) 同一事項に対してした二通以上の入札
- (六) 他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札
- (七) 代理人が入札する場合に委任状を提出しないうでした入札
- (八) その他入札に関する条件に違反した入札

5 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
。落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にく
じを引かせて落札者を決定するものとする。

七 契約手続に関する事項

- 1 契約書作成の要否
要
- 2 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
徳島県立二十一世紀館企画広報担当
徳島市八万町向寺山
- 3 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

八 その他

- 1 詳細は、入札説明書による。
- 2 本件特定調達契約は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条の三の規定に基づく長期継続契約である。契約締結日の属する年度の翌年度以降においてこの契約に係る県の予算が成立しなかった場合又は減額となった場合は、県はこの契約の全部又は一部を解除することがある。この場合において、県は、当該解除が行われたことによる損害賠償の責めを負わないものとする。

九 Summary

- 1 Nature and Quantity
Tokushi na Bunka no Mori Park Information Provision System Operation and Maintenance Work 1 set
- 2 Time Limit of Tender
2:00 p.m on March 28, 2024
(By mail, tenders must arrive by 5:00 p.m on March 27, 2024)
- 3 Contact point for the notice
Tokushi na 21st Century Cultural Information Center, Planning and Public Relations
Mukouterayama, Hachiman-cho, Tokushi na City, Tokushi na Prefecture 770-8070
Tel : 088-668-1111

徳島県告示第十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年一月九日から同年五月九日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和六年一月九日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
三菱HCキャピタルエステート プラス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目六番五号	西喜多 浩

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ケーズデンキ沖浜店

所在地 徳島市沖浜東三丁目六二番地ほか

3 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
三菱HCキャピタルプロパティ 株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目六番五号	西喜多 浩

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
三菱HCキャピタルエステート プラス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目六番五号	西喜多 浩

4 変更年月日

令和五年十月一日

二 届出年月日

令和五年十二月五日

三 届出の縦覧

1 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課

2 縦覧の期間 令和六年一月九日から同年五月九日まで

3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県商工労働観光部企業支援課商業振興・経営支援担当

電話番号 八八 六二一 二三六七

2 意見書に記載すべき事項

- (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
- (二) 意見の内容
- (三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県商工労働観光部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課において公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第十二号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第一項の規定に基づき、上勝町長及び牟岐町長から認証の請求のあった地籍調査の成果については、同条第二項の規定により次のとおり認証した。

令和六年一月九日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 上勝町に係る地籍調査

1 (一) 調査を行った者の名称

上勝町

(二) 調査を行った時期

平成三十度及び令和元年度

(三) 成果の名称

上勝町（大字旭字忠田・葛又・黒比瀬・横谷・中須）の地籍図及び地籍簿（旭九

）

(四) 調査を行った地域

勝浦郡上勝町大字旭の一部（旭九地区）

(五) 認証年月日

令和五年十二月二十五日

2 (一) 調査を行った者の名称

上勝町

(二) 調査を行った時期

令和元年度及び令和二年度

(三) 成果の名称

上勝町（大字旭字大栗ノ下、木屋谷、苅揃地区）の地籍図及び地籍簿（旭十）

(四) 調査を行った地域

勝浦郡上勝町大字旭の一部（旭十地区）

(五) 認証年月日

令和五年十二月二十五日

3 (一) 調査を行った者の名称

上勝町

(二) 調査を行った時期

令和二年度及び令和三年度

(三) 成果の名称

上勝町（大字旭字蔭・中尾）の地籍図及び地籍簿（旭十一）

(四) 調査を行った地域

勝浦郡上勝町大字旭の一部（旭十一地区）

(五) 認証年月日

令和五年十二月二十五日

4 (一) 調査を行った者の名称

上勝町

- (二) 調査を行った時期
平成三十年度及び令和元年度
 - (三) 成果の名称
上勝町（大字福原字杉地の一部）の地籍図及び地籍簿（福原五）
調査を行った地域
勝浦郡上勝町大字福原の一部（福原五地区）
認証年月日
令和五年十二月二十五日
 - (四) 調査を行った時期
令和元年度及び令和二年度
 - (三) 成果の名称
上勝町（大字福原字吉ヶ平）の地籍図及び地籍簿（福原六）
調査を行った地域
勝浦郡上勝町大字福原の一部（福原六地区）
認証年月日
令和五年十二月二十五日
 - (五) 調査を行った時期
令和二年度及び令和三年度
 - (二) 調査を行った時期
令和二年度及び令和三年度
 - (三) 成果の名称
上勝町（大字福原字下横峯・上横峯）の地籍図及び地籍簿（福原七）
調査を行った地域
勝浦郡上勝町大字福原の一部（福原七地区）
認証年月日
令和五年十二月二十五日
 - (五) 調査を行った時期
令和五年十二月二十五日
- 二 牟岐町に係る地籍調査
- 1 調査を行った者の名称
牟岐町
 - 2 調査を行った時期
令和二年度及び令和三年度
 - 3 成果の名称
海部郡牟岐町の地籍図及び地籍簿（灘二地区）
調査を行った地域
海部郡牟岐町大字灘の一部（灘二地区）
認証年月日
令和五年十二月二十五日
 - 4 調査を行った時期
令和五年十二月二十五日

徳島県告示第十三号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）第十四条第一項の規定に基づき森林管理重点地域の指定をしたいので、同条第三項の規定により次のとおり告示し、令和六年一月九日から同年二月八日までの間、指定案を公衆の縦覧に供する。
なお、指定をしようとする区域の森林所有者等その他の利害関係人は、縦覧の期間の満了の日までに、知事に指定案についての意見書を提出することができる。

令和六年一月九日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 指定の種類別

第一種森林管理重点地域

二 指定をしようとする区域

那賀郡那賀町川俣字谷山七の五、二〇、二二の七、二二の一五、二二の一六及び二九の三

三 縦覧場所及び意見書の提出先

郵便番号 七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県農林水産部森林整備課林地保全担当

電話番号 八八 六二一 二四五〇

徳島県告示第十四号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）第十四条第一項の規定に基づき、森林管理重点地域として次のとおり指定する。

令和六年一月九日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 指定の種別

第一種森林管理重点地域

二 指定の区域

勝浦郡上勝町大字傍示字宮太尾二〇四の五〇及び大字生実字木屋敷一四の一